

三つの資格の今後、指導登録者制度の導入、継続研修等（2022年9月25日改定）

	新規	更新
臨床	スピリチュアルケア師倫理講習 資格審査に関するオリエンテーション	スピリチュアルケア師倫理講習 倫理研修及び現任者研修を各一回 学術大会二回 資格審査に関するオリエンテーション
専門	スピリチュアルケア師倫理講習 資格審査に関するオリエンテーション	スピリチュアルケア師倫理講習 倫理研修及び現任者研修を各一回 学術大会二回 資格審査に関するオリエンテーション
指導(暫定)	スピリチュアルケア師倫理講習 (受講が望ましい)  資格の有効期限は2024年9月30日までとし、更新はされない。	/
指導登録者	スピリチュアルケア師倫理講習又は倫理研修の何れか一回	スピリチュアルケア師倫理講習 倫理研修又は現任者研修を何れか一回 学術大会二回

現在の（暫定）指導資格者には四つの選択肢がある

	指導登録者になる★	指導登録者にならない
スピリチュアルケア師の資格を残す*	認定教育プログラムの代表者が、指導登録者及び専門スピリチュアルケア師への移行の手続きを行う。以降のスピリチュアルケア師資格の更新については、他のスピリチュアルケア師と同様に行う。	認定教育プログラムの代表者が、専門スピリチュアルケア師への移行の手続きを行う。以降のスピリチュアルケア師資格の更新については、他のスピリチュアルケア師と同様に行う。
スピリチュアルケア師の資格を喪失する**	認定教育プログラムの代表者が、指導登録者として登録の手続きを行う。	手続きは不要。

\*暫定指導資格者が、資格の有効期限である2024年9月30日以降、スピリチュアルケア師としての活動継続を希望する場合、専門スピリチュアルケア師への移行が可能。移行の手続きは、認定教育プログラムの代表者により、2024年6月30日までに行われること。

\*\*現在、暫定指導資格者であるが、指導者としての教育活動が中心になり、臨床でのスピリチュアルケア活動は行っていない場合など。

★指導登録者制度開始にともなう指導登録者の手続きは、2024年6月1日～6月30日に、認定教育プログラムの代表者が行うこと。